

安全報告書

(2022年度分)

(航空法第111条の6に基づく安全報告書の公表)

オールニッポンヘリコプター株式会社

— CONTENTS —

1. 輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針について
2. 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理体制について
 - 2-1 安全確保に関する組織及び人員に関する情報
 - 2-2 日常運航の支援体制、教育訓練について
 - 2-3 日常運航における問題点の把握およびフィードバック方法
 - 2-4 安全に関する社内啓発活動等の取り組み
 - 2-5 使用している航空機に関する情報
3. 法 111 条の 4 の規定に基づく報告について
 - 3-1 事故・トラブルの種類別発生件数
 - 3-2 航空機使用事業における航空法第 111 条 4 項報告について
 - 3-3 イレギュラー運航について
 - 3-4 安全上の重大性が特に大きかった事象の概要と対応について
4. 輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置について
 - 4-1 前項の航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態の再発防止のために講じた措置
又は講じようとする措置
 - 4-2 国から受けた行政指導と講じた処置
 - 4-3 前項 1、2 以外に安全性向上のために講じた措置又は講じようとする措置
 - 4-4 輸送の安全に関する目標の達成状況、安全に関する取り組みの実施状況
 - 4-5 令和 4 年度(2022 年度)の安全指標・安全目標値

1. 輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針について(規則第221条の6第1号)

当社では、“絶対安全への誓い”を全役職員で深く共有し、「ANH安全宣言」「ANH行動基準」を全社員のすべての行動の拠りどころとして事業運営をおこなっている。

規程類の不足・不備にかかる改定に取り組み、また、不具合事象発生時の判断体制および情報共有体制の充実に取り組んでいる。また、安全運航推進委員会において、発生した不具合の処置・判断基準等の再検証を行っている。

あわせて、社長直轄となる「安全推進室」を中心として各種安全施策を講じ、安全監査室による検証等、安全管理体制の強化を図っている。

行動憲章

【安全宣言】

ANHは、安全を最優先します

ANHは、安全を企業の社会的責任と受け止め、
社員の義務と定めます

ANHは、安全を確保するために近道を選びません

【行動基準】

○安全の確保

全役職員は、「安全宣言」の精神にのっとり、
安全を最優先として事業活動を行います

○法令遵守の徹底

全役職員は、事業に関する法令・企業倫理を守り、
常に持てる能力を最大限に発揮して職務に精励します

○公正な事業活動

全役職員は、ANHが取り組む事業の公共性を深く認識し、
透明性の高い事業運営を行います

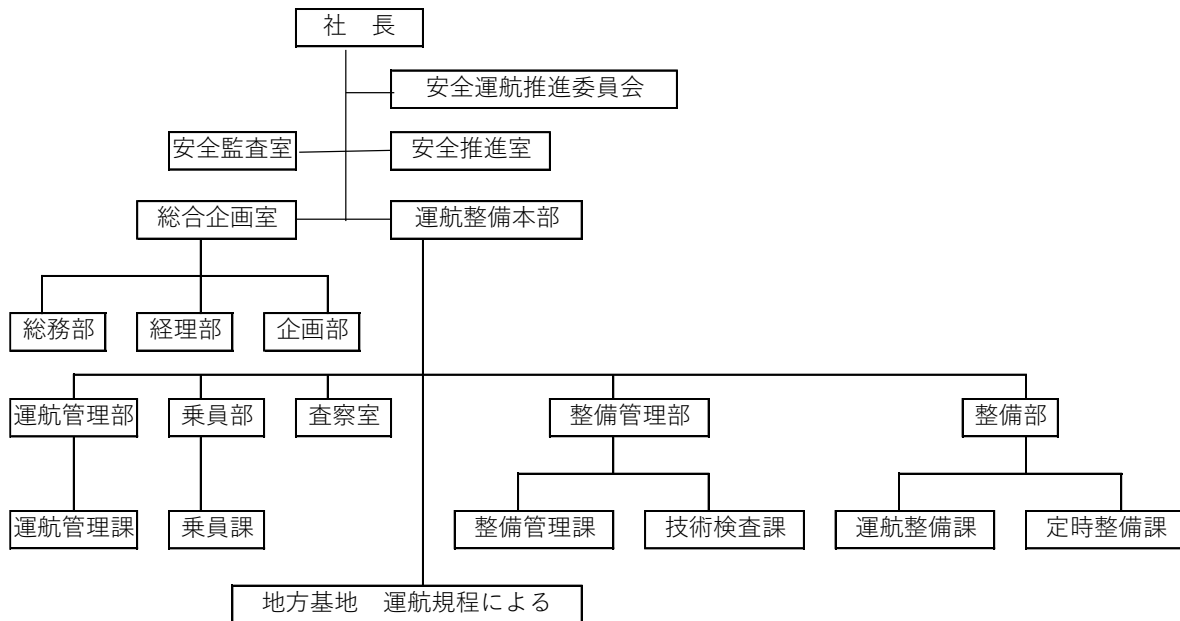
安全方針【安全管理規程第2章】

- ①安全の確保が経営の基盤であり社会への責務であると深く認識し、あらゆる活動の基本と位置付ける。
- ②全役職員一人ひとりの責任ある誠実な行動により、事故・トラブルの未然防止に万全を期し安全を追求する。
- ③万一、事故・トラブルが発生した場合には、危険の排除や被害の回復に努めるため、迅速かつ責任ある行動をとる。
- ④安全文化の醸成に努め、安全に係る教育・啓蒙を推進する。

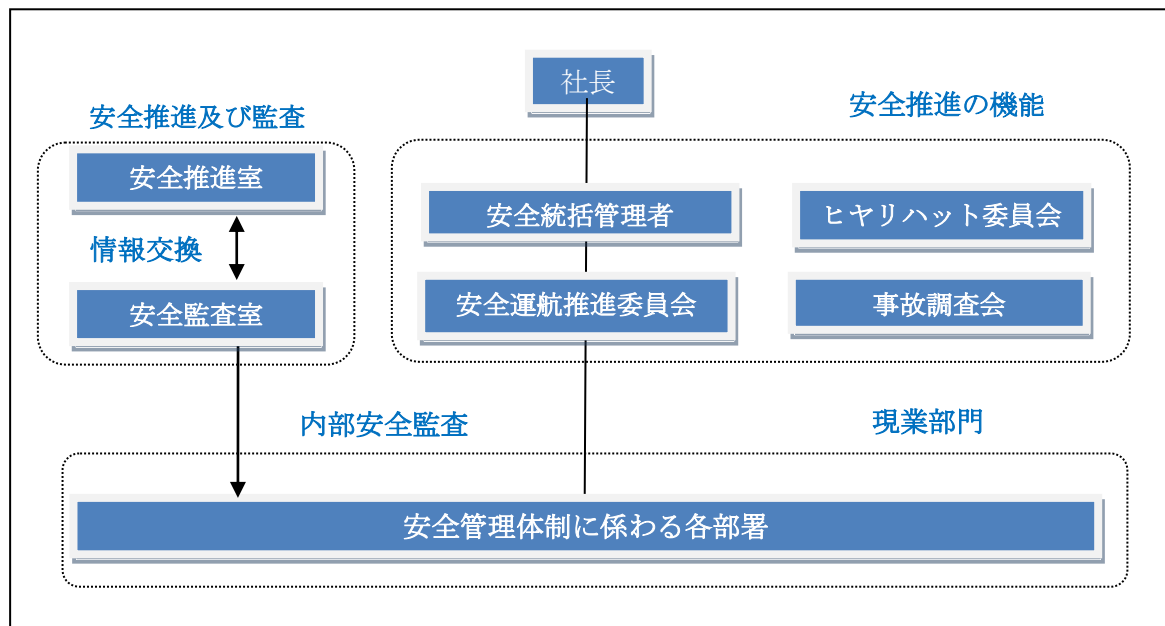
2. 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理体制について
 (規則第221条の6第2号)

2-1 安全確保に関する組織及び人員に関する情報

(1) 会社全体組織



(2) 安全推進部門の組織図



(3) 安全推進部門の組織人員及び有資格者について (2022年度末)

安全推進室	安全監査室	航空機乗組員 (機長資格)	整備従事 (社内有資格者)	運航管理担当者
2 (兼務1)	6 (兼務)	30 (29)	54 (50)	14 (兼務5)

(4) 各組織の機能・役割の概要

- ◇ 「安全運航推進委員会」は安全運航上重要な課題の審議、方針の決定、安全対策の実施状況の確認、提言、指示等を行う会社の安全に関わる最高決定機関です。
- ◇ 「安全推進室」は安全運航推進委員会の事務局を担当し、安全目標の設定等、安全推進の方針を設定するとともに、安全推進活動や安全啓発活動について具体的な施策を立案し、実行・推進する役割を担っています。
- ◇ 「安全監査室」は、社内各部署が国や会社が定める法律や規則に従って業務を実施しているか、安全管理体制が保たれているかを確認するため、定期的に内部監査を実施しています。また、監査の中で不安全要素が確認された場合は、是正措置を求める役割を担っています。
- ◇ 「運航整備本部」は運航に係る乗員部、査察室、整備部、整備管理部及び運航管理部から構成されています。運航部門は他社事故等の安全情報発信、運航に関する諸施設の運用整備を行い、整備部門はTCD, SB等の技術情報の周知、整備に関する安全技術の研究を行い、国内10基地2拠点と合わせ、日々の安全運航を担っています。

2-2 日常運航の支援体制、教育訓練について

航空機乗務員、整備従事者及び運航管理担当者に係わる定期訓練及び審査の内容

(1) 航空機乗務員 (2022年度)

◇乗員審査

審査の内容	機 種	人数	
定期審査		29名	型式別機長 資格発令者 (2022年度末)
機長昇格審査	EC135	3名	
	AS365	0名	
	AW139	1名	
	H160	0名	
型式移行審査	EC135	1名	29名
	AS365	2名	(※) 26名
	AW139	2名	18名
	H160	4名	6名

※) 運送事業機長、使用事業機長の合計

◇定期訓練

使用機に関する知識（型式毎の燃料系統について）

緊急時の非常脱出方法、リチウムイオンバッテリー、5Gと航空機及び航空危険特殊輸送訓練をe-learningを利用して29名実施。（2022年8月）

◇計器飛行証明保有の操縦士は、技倆の維持・最近の飛行経験保持するため、シミュレーター訓練を定期的実施（保有者 18名）

◇全機種シミュレーターによるリカレント訓練を積極的に取り入れています。

- ・新型コロナウイルス感染予防により国内のみ実施
（AW139/国内2名、AS365/海外0名、EC135/国内4名）

◇その他教育訓練

・操縦士の疲労管理	: 30名	受講
・職場のハラスメント対策（管理職/一般職）	: 30名	受講
・アルコールリカレント教育（e-learning）	: 30名	受講
・小型航空機セーフティーセミナー	: 2名	受講
・SMS講習	: 1名	受講
・航空保安教育訓練（e-learning）	: 30名	受講
・航空危険物輸送一般教育	: 30名	受講
・航空安全シンポジウム（Web講習）	: 1名	受講
・那覇空港航空管制官による那覇空港周辺飛行に係る意見交換会実施（Web参加）	: 30名	参加

（2）整備従事者（2022年度）

◇型式別確認整備士養成訓練

機 種	人数
EC135T2	4名
AS365N2	3名
AS365N3+	4名
AW139	4名
H160	8名

◇その他教育訓練等

・航空危険物輸リカレント訓練	: 64名	受講
・社外講師：整備士向け安全講習会	: 64名	受講
・運輸防災セミナー&運輸防災ワークショップ	: 9名	参加
・航空安全シンポジウム	: 1名	参加
・安全推進連絡会議	: 1名	参加
・ANAグループ安全教育センター	: 5名	参加
・Safety Innovation Hall	: 1名	見学
・SMSセミナー講習	: 1名	受講
・アルコールリカレント教育（e-learning）	: 55名	受講

(3) 運航管理担当者訓練 (2022 年度)

・ 航空危険物輸送安全講習	:	3 名	受講
・ 航空局主催航空局主催安全運航セミナー	:	9 名	受講
・ 小型航空機セーフティーセミナー	:	10 名	受講
・ 職場のハラスメント研修	:	2 名	受講
・ 航空保安教育訓練教官養成	:	1 名	認定
・ 航空保安リカレント教育	:	5 名	受講
・ 飲酒啓発セミナー	:	5 名	受講
・ SMS セミナー	:	1 名	受講
・ ヒューマンファクター関連研修			
旭化成アミダス主催 ベーシックコース	:	4 名	受講
旭化成アミダス主催 アドバンスコース	:	2 名	受講
日本航空技術協会主催	:	2 名	受講
・ アルコールリカレント教育 (e-learning)	:	8 名	受講
・ 危険物取扱者 (乙種四類) 試験対策講習会	:	4 名	受講
・ 航空法規講習会	:	4 名	受講
・ 航空気象シンポジウム	:	2 名	受講

2-3 日常運航における問題点の把握およびフィードバック方法

「なんでも報告書」「パイロットレポート」「Trouble Report」の活用により運航の問題点を把握して、情報共有については、前述の報告書等を社内イントラネットに掲載し、全社員への周知および閲覧が可能です。

さらに、発生した各機体不具合等は安全運航推進委員会にて、報告内容や手順等を確認し、各部署の判断基準やチェック体制が十分機能しているか等を再検証しています。必要な場合、同委員会が当該関連部署へ手順の改訂や教育・周知等の指導勧告を行い安全運航の向上に努めます。

2021 年度は「ヒヤリハット報告」を行うよう全社的な啓蒙を行い「ヒヤリハット報告」に対する理解を深めることを目指し令和 3 年度と同様の報告件数となった。

2-4 安全に関する社内啓発活動等の取り組み

(1) 一斉同報装置を使用し朝会にて全基地情報の共有

(2) 航空安全情報自発報告制度【VOICES】の発行・回覧(年 3 回発行)

2022 年 7 月・2022 年 12 月・2023 年 3 月

(3) 安全ポスター・安全標語及び唱和の掲示

毎年全社員を対象に募集し、ポスターは入選作を社内に掲示し、唱和は朝会にて唱和。

(4) 安全の日 (12 月 9 日)

2007 年に発生した J A 31 N H の事故を機に全基地の安全活動及び運航の重要性を確認。また、毎月 9 日を安全の日として事故の風化を防ぎ、安全意識の高揚・維持継続を図ります。

(5) 社長・役員による各基地トップキャラバンの実施

ANH安全推進強化月間（11月9日～12月8日）の取り組みの一環として、役員による各基地のダイレクトークを通じ、安全意識の向上を図っています。

(6) マネジメントレビューの実施

マネジメントレビューを実施その内容から次年度の安全目標等に反映させています。

2-5 使用している航空機に関する情報

	エアバス・ ヘリコプターズ式 H160B	アスタウェストランド/ レオナルド式 AW139	ユーロコプター/ エアロスペース式 AS365N2	エアバス・ ヘリコプターズ式 AS365N3+	エアバス・ ヘリコプターズ式 EC135T2
保有機数	1機	4機	2機	3機	5機
最大座席数	9席	10席	6席	6席	4席
平均機齢	2.0年	10.5年	19.0年	7.0年	18.4年
導入開始時期	2020年	2009年	1991年	2014年	2003年
平均年間飛行時間	132.03時間	193.03時間	173.34時間	233.08時間	131.28時間

3. 法111条の4の規定に基づく報告について（規則221条の6第3号）

3-1 事故・トラブルの種類別発生件数（航空運送事業）

種類	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
航空事故	0(0)	0(0)	0(0)	0(1)
重大インシデント(※1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
安全上のトラブル(※2)	0(1)	0(0)	0(5)	0(0)

注：括弧内の数値は、航空機使用事業に係る数値（外数）を表す

※1：法76条の2 航空機事故には至らないが、事故が発生する可能性があったと認められるもの

※2：法111条の4 航空機の運航に安全上の支障を及ぼす事態

3-2 航空機使用事業における航空法第111条4項報告について

・該当1件（航空事故として登録：JA37NH）

3-3 イレギュラー運航について

・該当0件

3-4 安全上の重大性が特に大きかった事象の概要と対応について

・岡山空港に着陸した後、スポットに接地する際に強めの接地となった。（JA37NH）

搭乗者1名が負傷。

運輸安全委員会にて調査中

4. 輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置について

(規則第 221 条の 6 第 4 号)

4-1 前項の航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態の再発防止のために講じた措置又は講じようとする措置

4-3 項に記載

4-2 国から受けた行政指導と講じた処置

該当なし。

4-3 前 1、2 項以外に安全性向上のために講じた措置又は講じようとする措置

特になし。

4-4 輸送の安全に関する目標の達成状況、安全に関する取り組みの実施状況

2022 年度の安全指標・安全目標値に基づいた諸活動の推維により、当初目標としていた水準を概ね達成することができたが、航空事故 1 件及びヒューマンエラーに起因する不具合が 4 件発生。

4-5 令和 4 年度（2022 年度）の安全指標・安全目標値

2021 年度のマネジメントレビューをもとに、2022 年度安全指標・安全目標値を設定

	安全指標	安全目標値	実績
1	航空機事故ゼロ・重大インシデント	0 件	1 件
2	ヒューマンエラーに起因する不具合	0 件	4 件
3	ヒヤリハット事象の報告	25 件	25 件
4	安全文化構築に向けた安全活動の推進	毎月開催（12回）	12 回

◇ 安全指標・安全目標値を達成する為に次の目標を設定し安全推進の柱として取り組みました。

(1) 安全を高める人づくり

安全を支え高めていく上で、役職員一人ひとりの意識レベルの引き上げの必要性を踏まえ、“気づき”を高める研修開催等各部門の業務特性に合わせて施策の展開を図ります。

(2) 安全を高める仕組みづくり

社内各部門における施策、システム等がより安全性向上に寄与するべく、全体最適の視点で持続可能な仕組みづくりに取り組みます。

(3) 重要安全施策の展開

具体項目策定の視点を持ち、安全情報の共有化を事故未然防止策の実施につなげます。また、是正措置事項の継続実施と推進改善に取り組みます。

(4) 各部門安全重点施策

各部署独自の安全施策の展開により、安全意識の浸透、安全水準の底上げを図ります。

以上

全事業所掲示安全ポスター

最優秀作品



全事業所掲示安全ポスター

優秀作品



優秀作品



全事業所掲示安全ポスター

入選作品



入選作品



全事業所掲示安全ポスター

入選作品

